

行政処分の名称	大規模の修繕又は大規模の模様替に伴う接道規定の適用除外に係る認定
法令の条項	建築基準法施行令第137条の12第11項
許可又は認定の 基準及び方針 (通達等の名称)	建築基準法施行令第137条の12第11項の規定に基づき、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、次に掲げる基準に適合するものとする。 ただし、建築物の敷地が次に掲げる基準の各項に該当しない場合又は次に掲げる基準の各号に適合しない場合において、敷地及び建築物の状況により市長が認める場合は、この限りではない。 なお、次に掲げる基準に適合する場合であっても、市長が必要と認めるときは、条件を付加することがある。 1 建築物の敷地が幅員0.9メートル以上の通路（基準時^(※1)）に存在する道で道路^(※2)以外のものをいう。以下同じ。）に接している場合は、次の各号に適合すること。 (1) 通路は、次のアからウまでの全てに該当すること。 ア 道路^(※2)に接続していること。 イ 表札門等を除き、通行上支障のあるものがないこと。 ウ けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。ただし、耐震・防火改修を実施したものはこの限りではない。 (2) 建築物は、次のアからウまでの全てに該当すること。 ア 用途は、次のいずれかであること。 (ア) 基準時^(※1)と同じ用途に供するもの。 (イ) 専用住宅であるもの。 (ウ) 用途の変更後に建築物の利用者の増加が見込まれないもの。 イ 防火上の措置について、出火抑制措置、火災に対する早期覚知対策及び初期消火対策を講じること。 ウ 地震に対する安全上の措置について、耐震診断を実施し、部材の健全化その他の必要な措置を計画的に実施すること。 2 建築物の敷地が道路^(※2)に0.9メートル以上2メートル未満で接している場合は、次の各号に適合すること。 (1) 敷地は、次のア及びイに該当すること。 ア 路地状部分に、工作物その他の通行上支障となるものが設けられていないこと。ただし、表札門等の通行上支障のないものを除く。 イ 路地状部分に、けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がないこと。ただし、耐震・防火改修を実施したものはこの限りではない。 (2) 建築物は、次のアからウまでの全てに該当すること。 ア 用途は、次のいずれかであること。

	(ア) 基準時^(※1)と同じ用途に供するもの。 (イ) 専用住宅であるもの。 (ウ) 用途の変更後に建築物の利用者の増加が見込まれないもの。 イ 防火上の措置について、出火抑制措置、火災に対する早期覚知対策及び初期消火対策を講じること。 ウ 地震に対する安全上の措置について、耐震診断を実施し、部材の健全化その他の必要な措置を計画的に実施すること。 (※1) 基準時 建築基準法第3章の規定が適用された次の表に掲げる区分の期日をいう。 <table><tr><th>区 分</th><th>期 日</th></tr><tr><td>都市計画区域のうち、旧大枝村、旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域を除く京都市の区域（旧淀町、旧久我村、旧羽東師村及び旧久世村の区域を含む。）</td><td>昭和25年11月23日</td></tr><tr><td>旧大枝村の区域</td><td>昭和25年12月1日</td></tr><tr><td>旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域</td><td>昭和32年5月7日</td></tr></table> (※2) 道路 建築基準法第42条に規定する道路をいう。	区 分	期 日	都市計画区域のうち、旧大枝村、旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域を除く京都市の区域（旧淀町、旧久我村、旧羽東師村及び旧久世村の区域を含む。）	昭和25年11月23日	旧大枝村の区域	昭和25年12月1日	旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域	昭和32年5月7日
区 分	期 日								
都市計画区域のうち、旧大枝村、旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域を除く京都市の区域（旧淀町、旧久我村、旧羽東師村及び旧久世村の区域を含む。）	昭和25年11月23日								
旧大枝村の区域	昭和25年12月1日								
旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域	昭和32年5月7日								
標準処理期間	事前協議をした場合は21日（休日を除く。）								
うち審査期間	事前協議をした場合は21日（休日を除く。）								
うち合議期間 （その名称）									
公聴会の開催 （根拠規定）									
備考									